

報告第 29 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 6 年 7 月 16 日
- 2 損害賠償額 1, 143, 304 円
- 3 相手方 市内在住者
- 4 事故の概要 令和 6 年 5 月 7 日午後 9 時頃、相手方車両が市内荻窪 254 番地付近の市道 0007 を走行していたところ、埋設水道管の漏水により陥没した道路に落下し、車両下部等を破損した。